

# 四国地区不動産公正取引協議会 平成 22 年度 事業計画

自 平成 22 年 4 月 1 日  
至 平成 23 年 3 月 31 日

先行き不透明な経済状況が続く中、平成 22 年度がスタートした。昨年度末に始まった住宅エコポイント制度や住宅取得資金に係る贈与税非課税枠の拡大等が不動産業界に対し好影響を与えることを期待するところである。

しかしながら、「長期優良住宅」「住宅エコポイント」等不動産広告に目新しいセールスポイントの文字が躍る中、その運用に関してはより一層の適正化が望まれている。ここ数年の不動産市場低迷から業者間の競争は激化し、不動産広告も過剰な販売促進の影響を受け、適正な物件選択を阻害するような内容も見受けられるようになってきた。

当協議会においても、適正な不動産広告を遵守することで消費者に対しての信頼確保への取組が市場で評価され不動産流通の活性化へと波及することを期待している。このため、消費者庁の指導の下、宅建業主管課ならびに消費生活センター等とも連携を取り、自主ルールである表示規約・景品規約の厳正な運用を図りたいと考えている。

特に本年より(社)全日本不動産協会各県本部が復帰し、更に強固なネットワークが構築されることとなる。協議会加盟団体が連携協力し業者会員、賛助会員への周知活動を活発的に実施したいと考えているので、より一層の協力を願う次第である。

以上を踏まえ平成 22 年度の事業計画(案)を下記のとおり策定した。

## 1. 公正競争規約並びに関連法令に関する周知徹底と研修事業

- ① 各県支部を構成する会員に対して、不動産広告の適正な表示に努めてもらうよう研修会の実施を促すとともに公正競争規約の周知徹底を図る。
- ② 消費者保護を優先に、表示規約の理解を深めるため、連合会幹事会及び総会に出席し、円滑な運用を図る。

## 2. 広告代理店等に対する賛助会員加入の促進と諸規約の周知

- ① 広告代理店等に対し、協議会への入会を促し、適正な不動産広告の表示を行うための情報提供が行える体制の確立を図る。

## 3. 関係官庁並びに関係諸団体との連携

- ① 不動産広告の適正化、取引における公正化を図るため消費者庁・各県担当課と緊密な連携を図り、円滑な業務を遂行する。

## 4. その他

- ① 消費者からの相談、苦情等を受け付け、適切な対応並びに関係団体等を紹介する。